

# 農地転用申請に必要な書類一覧

南木曾町農業委員会

	書類内容	部数	個人	法人	備考
1	農地転用申請書	2	○	○	
2	土地の全部事項証明書（法務局）	2	○	○	県分のみ。町分は写しで結構です。
3	公図（周辺土地の状況が分かるもの）	2	○	○	申請地周辺の土地の地目を記入してください。
4	建物設計書（計画平面図）	2	○	○	
5	建物配置図（宅地等の場合）	2	○	○	公図上に建物（駐車場等は車等）の位置を記してください。
6	位置図	2	○	○	住宅地図等へ位置を示してください。
7	契約書（使用貸借・賃貸借等）、贈与証明	2	○	○	5条のみ
8	道路、用排水施設等の配置図	2	○	○	
9	承諾書（隣接耕作者の承諾）	2	(○)	(○)	該当の場合のみ
10	法人登記簿謄本または抄本	2	—	○	
11	法人の定款（規約）	2	—	○	
12	議事録	2	—	○	
13	工事工程表	2	—	○	
14	資金計画書（資金を証明する書類）	2	○	○	
15	写真（山林への転用の場合）	2	—	○	

（注1）農地の一部を転用する場合は事前に分筆登記を実施してください。

（注2）相続が終了していない場合は、原則として相続登記を完了させておいてください。

日程的な都合により間に合わない場合には相続に必要な書類を添付してください。

（注3）農振農用地の指定を受けている農地は、事前に指定除外の手続きをしなければ転用する事ができませんので、申請前に役場農林係に確認をお願いします。

（注4）一般住宅地として転用する場合、転用面積は**既存の宅地面積**を含めて概ね 500 m<sup>2</sup>（農家住宅は 1,000 m<sup>2</sup>）が上限です。

（注5）転用申請書は、毎月 15 日（休日にあたる場合はその翌日）までに農業委員会事務局へ提出してください。

（注6）申請にあたっては地区担当の農業委員に現地を確認してもらってください。